

資料④:一般消費者向け説明(よつぼし品種利用ルール)

「よつぼし」の苗・鉢植え株等をご購入の方へ(一般消費者・家庭菜園向け説明)

「よつぼし」は、種子繁殖の品種ですが、従来のイチゴと同様にランナー増殖(株からツルが伸び、その先にできる子苗で増やす方法)することも可能です。このようなランナー増殖した株等の取扱いについて、次の点にご注意ください。

1. <他人への譲渡禁止>

ランナー増殖した株を他人に譲渡することは、有償・無償を問わず、種苗法違反になります。懲役・罰金や損害賠償の対象になることがあるのでご注意ください。

2. <家庭内での利用について>

「よつぼし」の場合、ランナー増殖した株を自分の家庭内で利用することが認められています。その条件が、次の枠内のとおり、品種育成者から示されているので確認してください。

3. <種子と商標ロゴについて>

「よつぼし」の果実から採れる種子は「よつぼし」ではありません(親子でも性格が異なるように)。このようなまがい物と区別するため、正当な「よつぼし」の種苗や株には商標ロゴを表示してあるので、ご確認ください。



(縦書き・横書きあり)

種子繁殖型イチゴ品種「よつぼし」の自家用の栽培向け増殖に係る許諾手続きについて

三重県、香川県、千葉県および農研機構(以下、育成機関という)が共同で育成した種子繁殖型品種「よつぼし」(品種登録第25605号、以下、本品種という)の自家用の栽培向け増殖については、以下の許諾条件を遵守することにより無償で許諾するものとし、手続きを不要とします。

ただし、自家用の栽培向けに栄養増殖(ランナー増殖等)を行った種苗を他者へ譲渡(有償・無償に関わらず)することはできませんのでご注意願います。また、「よつぼし」はF1品種であり、「よつぼし」の果実から採れる種子は、「よつぼし」とは特性が異なり、増殖に用いることはできません。

<遵守すべき許諾条件>

- ① 種苗、ランナーおよび株(果実以外の植物体の一部を含む)を海外に持ち出さないこと。
- ② 栄養増殖(ランナー増殖等)は自家用の栽培向けに限るものとし、増殖した種苗を有償・無償に関わらず第三者に譲渡しないこと。
- ③ 栄養増殖(ランナー増殖等)した種苗のうち自己の農業経営に用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄すること。なお、継続して利用する場合でも、種苗の更新を2年に1度以上は行うこと。
- ④ 本品種の利用に関連する書類やほ場ならび自らの情報について、必要に応じて育成機関が調査することを認め協力すること。
- ⑤ その他本許諾に係る事項について育成機関の指示に従うこと。

なお、種苗は必ず育成機関の許諾を得て本品種の種苗を正当に生産、販売している事業者から入手して下さい。また、遵守事項について、重大な違反を犯した場合、育成機関は本許諾を取り消しできるものとします。